

妙高市体育協会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、妙高市体育協会と称する。

第2条 本会の事務局はNPO法人スポーツクラブあらい事務局に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会はアマチュア競技団体、学校体育連盟の連絡調整を図り、競技スポーツの健全な普及、スポーツ文化の高揚に努めることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

1. 学区、年代を越え一貫指導を行うスポーツクラブの指導育成
2. 優秀競技者の育成と指導体制の確立
3. 支部内体育協会の連絡統一に関する事
4. 対外的体育諸団体との連絡調整に関する事
5. スポーツ振興に対する功労者及び優秀選手の表彰に関する事
6. スポーツ少年団の育成に関する事
7. 各種競技大会の開催と後援に関する事
8. 合宿・大会の誘致と競技交流に関する事
9. その他本会の目的達成のために必要と認めた事項

第3章 組 織

第5条 本会は市内を統轄するアマチュア競技団体及び学校体育連盟をもって組織し、新潟県体育協会に加盟する。

1. 本会への加盟については、別に定める。

第6条 本会は、第4条の事業に関わる財源を確保するための財務委員会を設置する。

第4章 役職員と任務

第7条 本会に次の役職員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 若干名
3. 理 事 長 1名
4. 理 事 若干名
5. 常任理事 若干名
6. 監 事 2名
7. 幹 事 若干名

第8条 本会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

第9条 会長、副会長、理事長及び監事は常任理事会で推薦し、理事会で決定する。

第10条 理事は、新井支部の加盟団体から選ばれた各2名と妙高高原支部の6名、妙高支部の6名をもって構成する。

第11条 常任理事は、前条の理事のうち新井支部の加盟団体から各1名と妙高高原支部の3名、妙高支部の3名をもって構成する。

第12条 幹事は、会長が委嘱し、顧問及び参与は理事会の議決を経て委嘱する。

第13条 役職員及び顧問、参与の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
3. 理事長は会長の命を受け会務を執行する。
4. 理事は本会の重要事項を審議し、常任理事は事業運営の任にあたる。
5. 監事は会計の監査にあたる。
6. 幹事は本会の事務を処理する。
7. 顧問は会長の諮問に応ずる。
8. 参与は本会の会務に参加することができる。

第14条 役員の任期は2ヶ年とし再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 本会に下記の賛助会員を置くことができる。

1. 賛助会員、年額1口(2,000円)以上の会費を納入したもの。

第5章 会 議

第16条 本会の会議は理事会、常任理事会とし、会長が召集し議長となる。

第17条 理事会は、本会の最高議決機関であって会長が必要と認めたとき及び加盟団体の3分の1以上の要求があったとき召集する。また、常任理事会は必要により随時開催することができる。理事会で審議する事項は次のとおりとする。

1. 会則の改廃
2. 運営方針
3. 予算と決算
4. 役員の任免
5. 事 業
6. その他会長が必要と認めたこと

第18条 会議は理事の半数以上の出席によって成立し、会議の議決は多数決で決め、可否同数のときは議長が決める。

第6章 会 計

第19条 本会の経費は次のものをもって当てる。

1. 各加盟団体の負担金
2. 事業収入
3. 補助金・交付金
4. 賛助会員会費
5. 寄付金
6. その他

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 附 則

第21条 この会則は平成18年4月1日から施行する。

第22条 この会則の施行に必要な細則は別に定めることができる。